

郵送による転出届

六戸町長宛

令和 7 年 6 月 1 日

届 出 人	住所	六戸町大字犬落瀬字前谷地60番地		
	氏名	六戸 太郎		
転出日※ <small>(新しい住所に住み始める日)</small>		令和 7 年 6 月 5 日		
※法律上、住み始めてから14日以内に新しい住所地に転入手続きをしなければなりません。個人番号カード(マイナンバー写真つき)、住基カードをお持ちの方は住み始めた日から14日以内に届けないと、カードでの転入手続きができませんのでご注意ください。				
日中に連絡の取れる電話番号 (必ず記入してください)		090	- 1234	- 5678
				自宅 職場 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯

新住所	東京都〇〇区△丁目〇番△号	新世帯主	六戸 太郎	
旧住所	六戸町大字犬落瀬字前谷地60番地	旧世帯主	六戸 花子	
	フリガナ 氏 名	生 年 月 日		性別
1	ロクノヘ タロウ ----- 六戸 太郎	大 昭 平 令	60 年 4 月 1 日	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女
2	ロクノヘ ジロウ ----- 六戸 次郎	大 昭 平 令	2 年 5 月 2 日	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女
3	----- -----	大 昭 平 令	年 月 日	男 ・ 女
4	----- -----	大 昭 平 令	年 月 日	男 ・ 女
5	----- -----	大 昭 平 令	年 月 日	男 ・ 女
世帯主変更 について	世帯主が転出する場合、転出しない方が次の世帯主となります。元の世帯に二人以上残る時は、新しい世帯主を決めて右欄に記入して下さい。		次の世帯主	

【必要書類】

- ・転出届(この用紙)
- ・本人確認書類のコピー(個人番号カード、住基カード、運転免許証など)
- ・返信用封筒(切手を貼ってください。返信先は新住所に限ります。)

【転出届の特例について】

転出される方が有効期限内の顔写真付きの個人番号カード、住基カードをお持ちの場合、転出証明書は発行されないの特例により返信用封筒を省略できます。特例は新しく住み始める日から前後14日以内の届出に限ります。当町で転出の処理をしたらお電話にて連絡しますので、その後転入先の役所へカードを持って住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。

●国民健康保険、介護保険、税等の関係で別途窓口に来ていただく場合があります。

転出届の郵送先

〒039-2392 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60 六戸町役場町民課 住民登録係

☎0176-55-3111